令和４（２０２２）年度予算編成方針

令和３（２０２１）年１０月
柏　　崎　　市

１　予算編成の基本方針

令和４（２０２２）年度予算は、第五次総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）がスタートすることから、これを力強く推進することを目標に編成する。また、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の収束が未だ見えない中で、引き続き感染症対策に取り組むとともに、ウィズコロナ、ポストコロナに向けた動きも加速しなければならない。「経済財政運営と改革の基本方針２０２１（骨太の方針）」にもあるとおり、時代変化が激しい中において、次代を見据えたグリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り及び少子化対策の推進にも呼応し、成長の原動力を取り込んでいく必要がある。

後期計画では、基本構想の最重要課題である「人口減少・少子高齢化の同時進行への対応」を踏まえ、重点戦略として「子どもを取り巻く環境の充実」と「大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進」を位置付けていることから、これらを推進する事業に予算を重点配分する。

また、感染症の市民生活や地域経済への影響を極力抑制し、市民が安心して暮らし、働ける環境を取り戻すとともに、感染症を機に急速に進行するデジタル化や脱炭素の取組にも注力しなければならない。

あわせて、後期計画に連動して策定する財政計画の運用方針にあるとおり、「堅実かつ積極的な財源の確保と活用」、「計画的・効果的な予算の執行」を行うことにより、健全で持続可能な財政運営に資する予算編成とする。

舵取りの難しい時代であるが、先人たちが築き上げた柏崎の歴史や伝統を大切なものとし保ち守りながらも、スピードアップする時代変化や多様化する社会環境に進取の精神で柔軟に対応するまちづくりを行い、柏崎の未来を切り拓いていくこととする。

＜背景＞

本市の令和２（２０２０）年度決算は、感染症対策として、特別定額給付金

事業費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより国庫補助金が大幅に増加したものの、経常的な歳入では、市民税や固定資産税の減少により市税が約１億６千万円、子ども・子育て支援臨時交付金の皆減に伴い地方特例交付金が約１億４千万円の減額となった。

次年度において、歳入では、生産年齢人口の減少や土地の下落傾向により市税が漸減傾向にあるほか、感染症の収束が見えないことから、引き続き市民税を始め各種歳入への影響が見込まれる。歳出では、老朽化する公共施設等の大規模修繕や未利用施設の解体、道路や橋りょうなどの社会基盤施設の維持補修、少子高齢化への対応による社会保障関係事業の充実に係る経常経費の増加が避けられない。また、中長期的には、市街地活性化事業（旧庁舎跡地利用）、保育園・小学校建設、し尿・ごみ処理場の施設更新など多額の支出が予定されているところである。

財政指標においては、中越沖地震の災害復旧事業債の償還終了とガス事業清算特別会計からの繰入れにより、実質公債費比率（３か年平均）は１０．０％と改善し、将来負担比率は２７．９％と低水準で推移している。一方、経常収支比率は９３．５％に減少したものの、依然として高く、財政の硬直化の懸念が続いている。

このような厳しい財政状況下にあるが、感染症対策はもちろんのこと、産業振興施策、子育て施策、人口減少・定住対策、人材の確保・育成対策、防災対策など、様々な課題が山積していることから、後期計画、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）における主要施策を着実に推進するとともに、地域エネルギービジョンの実現も目指していかなければならない。

⑴　重点戦略を推進する事業

後期計画の重点戦略に位置付けられ、本市が直面する重要課題に積極的に取り組む事業については、予算の重点化を行う。

⑵　新型コロナウイルス感染症の収束に向けた事業

感染症の拡大防止やウィズコロナ、ポストコロナに対応するための感染症対策、経済対策などについては、財政計画を踏まえた上で予算の重点化を行う。

⑶　新規・拡充事業

予算要求に先立ち、市長と各部長のミーティングを実施するので、重要性・緊急性から新たに取り組む、又は拡充する必要のある事業は、ミーティ

ング時に提案・説明すること。その結果を踏まえ、予算の重点化を行う。なお、新規・拡充事業についても財政計画に計上されていることが原則であり、費用対効果、後年度負担、他市の状況等の検証を十分に行うこと。あらかじめ市長の指示もしくは了解を得た事業であっても、財務部長査定の対象とする。

⑷　健全財政の堅持

健全かつ安定した財政運営を堅持するため、堅実な財源の確保と効果的な事務事業を展開するとともに、将来的な財政負担を抑制するような予算編成を行う。

２　予算要求に際しての留意事項

⑴　予算要求の基本事項

予算要求に当たっては、本市の財政状況や社会経済情勢を十分に認識し、過去の要求内容の単純な引用など、前例踏襲、慣習・通例による要求は行わないこと。また、具体的な予算要求に際しては、緊急性、必要性等の判断基準により優先順位を明確化した上で、徹底した施策・事業の重点化を進め、要求内容にメリハリをつけること。

後期計画の開始年度であることから、計画に掲げる重点戦略や施策を確実に推進できる予算を要求することとし、後期計画と連動する財政計画に即した内容とすること。

⑵　経費別要求基準

令和４（２０２２）年度の予算編成に当たっては、後期計画及び総合戦略を着実に推進するため、次のとおり経費別の要求基準を設定する。

ア　経常費

（ア）後期計画（財政計画を含む)、総合戦略に沿って要求すること。
（イ）感染症対策やポストコロナの構築に必要な経費は、一人ひとりが想像力を駆使し、部課長も含め十分精査した上で要求すること。
（ウ）事務事業のスクラップアンドビルドにより要求する新たな科目の計上額は、従来の科目の総額を上回ることのないようにすること。
（エ）東日本大震災被災者支援に係る経費は別枠とすること。
（オ）消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費については、前年度予算額を超えないこと。
（カ）旅費については、真に必要な経費のみを要求すること。

イ　事業費

後期計画に掲げる重点戦略、主要施策及び財政計画に所要額を計上済の事業、総合戦略の目標達成に資する事業とする。

ウ　新規・拡充事業

後期計画を着実に推進する事業で、かつ、市長ミーティングにおいて特に必要と認められた事業とする。ただし、スクラップアンドビルドの視点に立ち、既存事業の見直しによる財源確保を検討すること。

⑶　共通留意事項

ア　歳入・歳出、事務事業の精査

健全財政確保の見地から、歳入については確実な見通しを立てること。その際に、国・県支出金や特定目的基金の有効活用も含めた、特定財源の的確な把握に努めること。

歳出については、事務事業の内容を精査し、かつ、適切な科目での予算措置を行うこと。職場内の適正な人員配置に努めるとともに、引き続き経費の削減を図ること。

また、公と私の精査という峻別の思想の下、行政の最小化、最強化に取り組むため、全ての事務事業において、予算要求する段階で事業の廃止、民営化・譲渡や委託等の可能性を調査し、真に行政が行うべき事業を精査すること。

イ　コスト意識に基づく予算要求

先例にとらわれることなく、全ての事務事業を次の観点において検証すること。

（ア）必要性：市が実施する必要性が確認できているか。

（イ）効率性：無駄がなく、投入される行政資源に見合う成果が確実に見込めるか。

（ウ）有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。

（エ）緊急性：上記観点に加え、他の事業より優先して実施すべきものか。

（オ）公平性：世代間・地域間において不均衡な制度・サービスとなっていないか。

ウ　関係部局との連携

行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部署が分野横断的に取り組むべき事業が増加していることから、適切な情報共有体制の下、職員相互の協力体制や組織間の連携を強化した上で、予算要求に当たっては、事前に必ず関連部局間で協議し、行政の総合性・効率性を最大限確保すること。

エ　年間予算、国・県の動向把握

国の予算や地方財政計画が現時点では明らかでないため、原則として現行

制度に基づき、国・県等の動向を的確に把握した年間予算とする。この年間予算の考え方は、災害関係など特別の事情がある場合を除き、執行における財源不足の補正は認めない方針であるので、要求に当たっては特に留意すること。

なお、国においては、経済財政運営と改革の基本方針２０２１（骨太の方針）にあるグリーン、デジタル、活力ある地方創り及び少子化対策の動向や感染症関連の財政措置、県においては、新潟県行財政改革行動計画に基づく取組の動向を把握すること。

また、新政権の動向によっては、大きな制度変更や新たな施策への対応が予想されることから、常に情報収集に努め、必要に応じて予算編成過程での反映に努めること。さらに、国が要請する事務事業を着実に実施すること。

予算要求後に制度変更等が生じ、財政措置が必要になった場合には、速やかに財政管理課財政係と協議すること。

オ　補助金交付事業の取組

市政発展や住民福祉の向上のために必要な国・県の新規補助事業への取組及び単独による新規の補助金交付を予定するものや要綱の見直しを予定しているものについては、予算査定の前に補助金等検討委員会（１０月上旬開催済み）において審議し、その後、庁議での協議（１０月下旬予定）を経て決定する。

カ　各機関からの指摘事項等

国・県、市議会、監査機関からの指摘・指導事項は、改善すること。

⑷　歳入

健全な財政運営を堅持していくためには、自主財源の確保に努める必要がある。歳入を的確に把握し、更なる収入確保を図るとともに、次に掲げる事項に留意すること。なお、国・県支出金の不採択による歳入不足などを防止するため、必要に応じて別途ヒアリングを行うものとする。

ア　市税

市税収入は、財政運営の根幹を為すものである。その見積りに当たっては、感染症の動向などを踏まえつつ、経済情勢の推移や税制改正の動向を十分に勘案し、確実な年間収入見積額を計上すること。また、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な把握に努めるとともに、市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

イ　地方交付税

国の地方財政計画の動向に留意し、基準財政需要額及び基準財政収入額を算定した上で計上すること。

ウ　分担金及び負担金

受益者負担の原則に基づき、適正な予算計上を行うこと。負担水準については、必要な経費及び他の地方公共団体の状況を勘案した上で設定するが、その徴収に当たっては、法令又は条例の規定を明確にすること。

エ　使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、その額の設定に当たっては、原価計算に基づく算出額の水準を目指すとともに、社会経済情勢の変化に対応した適正なものとすること。新規に使用料及び手数料を課する場合は、条例の制定が必要となるので、留意すること。

なお、使用料・手数料等の改定を行うものについては、使用料及び手数料等検討委員会に付議し、示された意見等を踏まえた上で予算要求すること。

オ　国・県支出金

国・県支出金の情報収集を行うとともに、国や県の予算編成の動向に留意し、事務事業への充当可能性を精査した上で積極的な確保に努めること。特に、国における感染症、デジタル化、脱炭素関連の財政措置、県においては、引き続き新潟県行財政改革行動計画に基づく予算編成の動向に留意すること。負担金及び補助金の廃止・減額があった場合は、他の財源の確保又は事業の廃止若しくは縮減を行うことを原則とし、安易に一般財源への振替は行わないこと。

なお、近年、国・県支出金の見込みが不十分なため、不採択になった事案があったことから、的確に見積り、年度途中において歳入不足が生じることがないよう十分注意すること。

カ　市債

同意等基準及び運用方針が明らかにされていないが、市債については、総合計画（財政計画）との整合を図るため、対象となる事業の精査を徹底する。

市債による財源確保については、普通交付税措置の高い地方債を原則とし、普通交付税措置のあるその他の地方債については、国の動向を注視すること。なお、過疎債については、過疎地域持続的発展支援法に基づき、いわゆる卒業団体となったが、経過措置が講じられ、上限額以内で引き続き活用可能である。また、交付税措置のない一般市債については、引き続き内容を厳選すること。

事業費の要求に当たっては、事業内容、市債充当の可否等について、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

キ　財産収入

市有財産の現状を的確に把握し、貸付財産、保有意義の低下した市有地等

については、積極的に売却を進め、歳入の確保に努めること。

ク　その他収入

広告事業の一層の拡充など、あらゆる観点から創意工夫を行い、新たな自主財源の創出に努めること。

⑸　歳出

歳出予算要求書により査定を行うので、要求に当たっては、事業範囲の把握、積算根拠等について留意するとともに、財政計画の計上額を記載し、それより予算額が増加する事業については、その理由を明示すること。また、市民への説明責任を果たすという意識を常に持ち、予算要求書における対象、手段、意図、成果、事業の内容の各項目について、市民の目線に立ち、分かりやすく必要十分な説明を記載すること。

なお、これらの情報は、デジタル予算書に反映し、市民に公開するので、留意すること。

また、予算執行に当たって、安易に予算流用することのないよう支出科目・予算額の適正な計上に努めること。

ア　職員人件費

人事課が一括して要求する。ただし、人事課で所管しない人件費（選挙費用等）は、担当課で要求すること。

時間外勤務手当については、今後人事課と財政管理課で協議を行う。

会計年度任用職員の雇用に関しては、人事課と協議の上、予算要求すること。なお、予算編成の過程において、財政管理課が査定することもあり得る。

イ　物件費・維持補修費

要求科目の適正化を図るとともに、経費の節減と効率化を徹底すること。

消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費などについては、真に必要なものに限ること。

本庁舎での感染症対策に係る消耗品は、総務課が一括して要求する。出先機関やイベントなど事務事業の感染症対策に係る消耗品は、担当課が要求すること。

また、業務委託については、予算執行課に契約事務が任されており、財務規則や関係法令に基づいて適正な事務執行に当たること。建設工事同様、入札により契約することが基本であり、安易に随意契約としないこと。やむを得ず見積合わせ等により随意契約とする場合には、その根拠を明確にすること。

自動車損害賠償責任保険に係る保険料については、分散管理庁用車を管理している課において予算計上すること。

維持補修費は、その状況を現場で十分確認し、個別施設計画及び市長ミーティングの結果を踏まえ、緊急性、優先度、事業効果を十分に考慮した上で計上すること（写真など状況がわかる資料を聞き取り前に提出すること。提出方法は追って指示する。）。

新潟市内等への出張時に利用する高速バスカードのＩＣカードは、人事課が一括して要求する。ただし、補助金の対象となるなど不都合が生じる場合は、人事課と協議すること。

ウ　投資的経費

取得価格１００万円以上の備品や自動車購入については、「事業費」扱いになる。その際、自動車購入に係る保険料、リサイクル料、自動車重量税については、新規購入の場合は同一細々目に計上するが、更新購入の場合は、自動車購入費のみ事業費に計上し、保険料、自動車重量税等については「経常費」に計上する。なお、保険料については、財政管理課資産管理係が集約・計上する。

工事請負費と修繕料の計上区分が不明な場合は、必ず財政管理課財政係に事前協議すること。

エ　食糧費

要求に当たっては、交際費、食糧費の執行方針に基づき、真にやむを得ない経費のみを計上すること。なお、土産的な物資を渡すことについての公費支出は不適切であることから、原則認めないこととする。ただし、やむを得ない場合については財政管理課財政係と事前に協議すること。

オ　負担金

食糧費に係る負担金は、公費による負担の適正化を判断の上、要求すること。特に「情報交換会」という名目で職員に係る飲食を伴う懇親会負担金を公費で支払うことは、原則認めない。したがって懇親会費を含む負担金については、その内容を明確にすること。ただし、これにより難いものについては、財政管理課財政係と事前に協議すること。

また、各種団体への負担金については、目的、効果及び必要性を精査し、当該団体の決算財務書類等を確認した上で、減額も含めた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。予算聞き取り時に、当該団体の決算財務書類等の提出を求めることがあるので、準備すること。

カ　補助金

各種団体に対する補助金等については、その団体の自主自立的な運営の促進を求めることとし、担当課においては、その内容及び当該団体の決算財務書類等を確認した上（負担金同様に、予算聞き取り時に提出を求めることがある。）で、減額の可否のみならず、改めて廃止も視野に入れた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。

毎年継続して補助金・負担金を支出しているイベント等についても、上記と同様とする。

キ　扶助費

対象人員の推移、扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、決算状況等を踏まえ、過大要求はせず適正に見積もること。国・県の基準に対し、市単独で上乗せや対象者の拡大を行っている事業や、他団体と比較して給付水準が高い事業については、その必要性・妥当性及び効果を再検証し、廃止・統合・組替えなども視野に入れた見直しを行うこと。

国・県の補助事業であっても、特に新規事業においては、補助制度の継続性等について県等との協議も含め、徹底した検証を行い、必要最小限の額を見積もること。

ク　備品購入費

その性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ、保存できる物品であれば、備品購入費で要求すること。財務規則別表第７物品分類表のうち、備品類の説明及び例示品名として掲げてある物品を購入する場合については、備品購入費で要求すること。ただし、取得価格が２万円未満のものは、消耗品費とする（注：公印は２万円未満でも備品である。）。計上区分が不明な場合は、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

ケ　電話料・電報料

本庁舎の電話料は、総務課が一括して要求するが、電報料については、担当課が要求すること。

コ　下水道使用料

計上科目を１０節需用費０５細節光熱水費として要求すること。

サ　ゼロ市債の活用

公共事業の早期発注と事業実施の平準化のため、令和４（２０２２）年度予算においても積極的に活用する。ゼロ市債の活用が見込まれる場合には、あらかじめ財政管理課財政係と契約検査課に協議した上で、２月補正予算において債務負担行為の設定を要求すること。

⑹　特別会計

特別会計も一般会計と同一基調に立ち、それぞれの会計の性格を十分に認識の上、一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。一般会計からの繰入れについても、可能な限り圧縮するよう努めること。

⑺　出資団体

出資団体については、その存在意義を再度検証した上で、団体自体の在り方や展開する事業について、経営改革の視点により見直しを行うこと。特に、団体に対して補助や委託等の財政支出が伴っている場合については、目的、効果等について入念な検証を行った上で、必要な経費を計上すること。また、令和元（２０

１９）年度に実施の事業峻別の対象となった団体においては、その結果を踏まえること。

⑻　指定管理者制度

指定管理者制度導入施設の指定管理料については、現在設定している債務負担行為の年割額の上限額以内で見積もること。

⑼　入力期限等

入力期限については次のとおりとするので、全体のスケジュールを把握し、遅滞なく作業が終了すること。

ア　入力期限

（ア）経常費・特別会計（左記に伴う歳入も含む）

令和３（２０２１）年１１月　５日（金）午後５時まで

（イ）事業費

令和３（２０２１）年１１月１２日（金）午後５時まで

※要求締切時期が異なるので注意すること。

※入力終了の連絡不要。午後５時でシステムの要求を締め切る。

イ　入力様式

（ア）歳出予算要求書

（イ）歳入予算要求書

※要求書の出力方法はブックマーク＞財務事務に関する財政関係資料集＞財政関係＞予算編成通知関係＞予算編成・要求入力確認用＞簡易要求書出力手順書を参照すること。

⑽　その他

ア　要求の入力は、１０月１２日（火）からとする。

イ　要求書の単価を統一するため別紙の標準単価表を参考にし、積算取込表により積算・入力すること。

ウ　新規事業要求等に伴い、歳入・歳出科目名称の新規・修正登録を必要とする場合は、指定様式を財政管理課財政係に紙ベースで提出すること。

（ア）経常費・特別会計　１１月　１日（月）まで

（イ）事業費　　１１月　８日（月）まで

エ　債務負担行為及び継続費の入力については、別途通知する。

オ　デジタル予算書への入力期間は、１１月１９日（金）から１２月１０日（金）まで（予定）とする。

カ　計画的な予算執行や健全な財政運営を行うためには、中期的な財政見通しの把握及び国県や社会情勢の動向変化による反映が重要であることから、財政計画をローリングしていく予定であり、別途通知する。

【予算編成スケジュール（予定）】

○１０月１１日（月）　予算編成方針説明会
○１０月１８日（月）　市長と各部長とのミーティング　～１０月２５日（月）
○１１月　５日（金）　要求　締切り（経常費・特別会計）
○１１月　９日（火）　聴き取り・査定（特別会計）
○１１月１０日（水）　聴き取り・査定（経常費）　～１１月３０日（火）
○１１月１２日（金）　要求　締切り（事業費）
○１２月　２日（木）　聴き取り・査定（事業費）　～１２月１０日（金）
○１２月１３日（月）　聴き取り（歳入）
○１２月２４日（金）　部長査定結果各課通知
○　１月　４日（火）　市長査定　～１月９日（日）
○　１月１１日（火）　各課内々示
○　１月１７日（月）　市長復活査定
○　１月１８日（火）　復活処理
○　１月１９日（水）　各課内示
○　１月２４日（月）　各課予算書原稿点検　～１月２７日（木）頃
○　２月１４日（月）　臨時庁議、議会会派代表者会議説明、臨時記者会見